

(第一類 第一号)

第二十四回国会
衆議院

内閣委員會議録第十三号

(三三三)

昭和三十一年二月二十七日(月曜日)

午後二時六分開議

出席委員

委員長 山本 参吉君

理事 江崎 真澄君 澤大平 正芳君

理事 保科清四郎君 豊宮澤 胤勇君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

小金 義昭君 薄田 美朝君

田村 元君 辻 政信君

床次 徳二君 福井 順一君

眞崎 勝次君 栗山 博君

横井 太郎君 西ヶ久保重光君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

稻村 隆一君 片島 港君

西村 力弥君 細田 綱吉君

出席國務大臣 船田 中君

出席政府委員 防衛庁参事官 林 一夫君

(防衛局長) 防衛庁参事官 加藤 陽三君

(人事局長) 防衛庁参事官 北島 武雄君

(総務局長) 防衛庁参事官 久保 龜夫君

(裝備局長) 防衛庁参事官 麻生 茂君

委員外の出席者 官房法務課長(長官) 安倍 三郎君

専門員 安倍 三郎君

二月二十七日

委員小金義昭君辞任につき、その補

欠として花村四郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

第一類第一号

内閣委員會議録第十三号

昭和三十一年二月二十七日

委員花村四郎君辞任につき、その補
欠として小金義昭君が議長の指名で
委員に選任された。

二月二十四日

法務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二五号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第四二二号)

自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四三三号)

○山本委員長 これより會議を開き
ます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案及び自衛隊法の一部を改正する法律
案を一括議題とし、質疑を続行いたし
ます。受田君。

○受田委員 先回当委員会におきまし
て、防衛庁の計画しておられる兵力の
増強、裝備の拡充について伺いました
が、さらに質問を続行したいと思ひ
ます。

防衛庁は今回陸上二万の増員計画を
お立てになられ、さらに海空とそれぞ
れ適当な数字をお示しになって、増強
をわれわれにお諮りになっておるので
ありますが、ここで一つはつきりと、
防衛庁の防衛計画というものを、機密
にわたる部分があるならば秘密会と
し、機密にわたらざる限界のところを
公開で御答弁願いたいと思うのです。

防衛計画の中に、軍の機密に属して、
この委員会において答弁をするのに困
られる限界点はどこであるか、まずお
尋ねしたいのであります。

○船田國務大臣 わが方の防衛計画と
いたしましては、特に機密にしなければ
ならぬというものはございませぬけ
れども、御承知の通り、アメリカと共
同防衛の責任を持っておりまして、ま
た多くの飛行機、艦船、火器、裝備品
等をアメリカから供与されております
ので、この關係における機密を維持し
なければならぬという問題は多々ござ
います。限界と申せば、そういう点に
限界があると存じます。

○受田委員 しかば日本の部隊には
機密がないということになるならば、
一つ思い切つてその防衛計画をお示し
いたしたいのであります。今日日本
に用意されている兵力をもって、まず
陸上部隊は今回増員される一万を加え
て、かつ現に保有されている兵器をも
ととして、いかなる防衛計画が立てら
れているかについて、次の私のお尋ね
する部分に、それぞれ具体的な御答弁
をお願いのであります。防衛庁のお
示しになっておられます日本の陸上防
衛の重点が北海道と九州に置かれてい
る。それについては先般ある程度の御
答弁をいただきました。ところがこの
陸上部隊の兵力をもつてどの程度の防
衛力を持つつかという点であります。た
えば直接侵略という言葉が自衛隊法
に初めて表われて出まして、自衛隊の
任務として第三条にはつきり書かれて

おるのであります。直接侵略に對す
る防衛計画をお示し願ひたいのであり
ます。

○船田國務大臣 ただいま受田委員の
御質問は、これは主として自衛隊の任
務に關係し、また防衛の大きな計画に
も關係する重大なこととてございま
す。概括的に申し上げますと、今の防
衛計画を實行いたしました陸上におい
て十八万の自衛隊を持つというよう
なことになるならば、これによりまし
て直接の侵略に對して、日本の陸上作
戦に對してある程度の防衛を相当時期
にわたつてすることができ、こうい
うことになるかと存じます。もちろん
侵襲して参ります侵略軍の兵数とい
うことにも、非常な關係がございま
す。今までも部分戦争等に現われてき
ておられます経緯から見まして、今想定
されるような侵略が——今自衛隊とい
はしまして、特に仮想敵國を持つてお
るわけではございませぬけれども、し
かしある程度の侵略軍が入ってくる、
上陸作戦をやってくる、こういう場合
におきまして国土の防衛をある期間守
ることはできる、こういうようなこと
を目標を置き、またそれだけの實力
を備えることができるかと考えており
ます。

○受田委員 今世界の情勢を見ます
と、単に直接侵略にある程度の部隊を
率いて上陸してくるとかいうような、
なまぬい戦争はわれわれとしては考
えられないと思うのです。少くとも原
子兵器を用い、あるいは現に政府がい

ろいろ意図しておられる誘導弾等が用
いられると思うのです。こういう新兵
器による直接侵略に對する防衛計画と
いうものを、具体的に御説明願ひたい
のであります。

○船田國務大臣 この問題について
は、先般も答弁申し上げておきました
ように、いわゆる原水爆をもつて第三
次世界大戦のような大規模な戦争が
起つたという場合に、現在のおが國の
整備しつゝあります自衛隊の力を
もつてこれを有効に防衛するといふこ
とは困難であると存じます。この場合
におきましては、何といつても日米安
保条約によりまして、アメリカ側の援
助を受けなければ、とうてい国土の防
衛といふことはできかねると思ひま
す。また原水爆に對してどういふよう
な防衛体制を整備するかといふこと
につきましては、わが方といたしまして
は、現在持つておられますレーダーあ
るいはその他の新兵器の研究をいたし
まして、検討を加えまして、そしてそ
の災害を最小限度に食い止めるといふ
程度のことを研究し、またその訓練を
するだけであります。それ以上向う
が原水爆をもつてくるから、こちら
もそれに対抗してこれを有効に撃退す
るという、あるいは報復をするといふよ
うな、そこまでの大規模な原水爆戦
に對する防衛といふことは困難であると
存じます。

○受田委員 誘導弾の方はいかがで
すか。

○船田國務大臣 誘導弾につきまして

を政府としては考えておるのかどうか、この点を明瞭にしていただきたい

○船田國務大臣 われわれの自衛隊の任務といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、急迫不正の侵略に対してわが国の安全と独立を守り、国土の防衛に当る、こういう考え

上げてましたときに、小部隊の侵略に對してというふうにお考えになられたと聞いていますれば、それは私の答弁が足らなかったわけでありまして、決して小部隊の侵略だけが予想されて、大部

隊の侵略が絶たれない」というようなことは考えておりません。ただ受田委員がしばしば引用されましたように、原水爆あるいは誘導弾、ことに非常な長距離を飛ぶ誘導弾をもつて侵攻してくる、このような場合に対処してやる、これはどうも国の安全の前途が危うい

は、これにわが国の現在の自衛衛の力ではとうてい防ぎ得ませんから、どうしてもそういう場合においては日米安保条約の精神によりまして、アメリカカカカの力を借りるという以外に日本防衛の道は立ち得ないと存するのであり

○受田委員 そうすると、日本の防衛計画は日米の安保条約を中心にしてやっていく關係上、すべての責任の最終的なものは、常にアメリカに転嫁されるというような印象を多分に受けるのであり、日本は自衛隊を中心して

の権威というものは果してどこにあるかというのを、私は先ほどの大田の御答弁を聞いておると、あまりにもだらしのない自衛軍であることを著々させるを得ないのであります。これ

○船田國務大臣 これは日米安保条約及び行政協定、それから平和条約、平和条約に付属する諸協定によつても示されておられますように、わが国がまだ自衛の体制を整えておりませんので、従つて暫定処置として日米安保条約を結び、その他の協定を結んでおられるのでありまして、将来日本が独力をもちて自衛体制を整備されてくるということになりますれば、ヨーロッパ諸国にありまして、そうして防衛問題につきまして、そうして自主性を持つことが出来るようになると思ひます。しかし現在におきまして、わが国の自衛隊は急迫不正の侵略に対して国土を防衛する、しかもある期間、ある程度の防衛は自主的にできる、こういう体制であり、またその体制を整備することに努力をしておる、こういうわけなんです。

○受田委員 ある程度の防衛というその限界点はどこに置いておられるわけでしょうか。
○船田國務大臣 陸上自衛隊について申しますれば、ある期間日本の国土を守つて、そうしてアメリカその他自由諸国から主としてアメリカでありますが、アメリカの援助を待つということになると存じます。海上におきましては、わが国の食糧その他の輸入をしなければならぬということに對しまして、護送船団を持つというような任務があるわけでありまして、しかしその侵略軍が非常な大規模なものでありまして、わが国の自衛隊あるいは海上護送船団ではとうてい間に合わないという場合におきましては、これはまたどうしてもアメリカの協力を得るという以外に、国土の防衛をし、また食糧の輸入を確保するというわけには私は参らなれないと思ひます。

○受田委員 すべてをアメリカの援助に求めておられるので、私は日本の自衛隊の自主性どこにありやということをお尋ね申し上げておるのであります。私ここで関連して申し上げますが、日本の今の自衛隊の内容を見ると、アメリカの軍隊の服装をし、訓練を受け、装備を有して、全くアメリカの模倣軍隊です。(「傭兵だよ」と呼ぶ者あり)これは日本の自衛隊としてはまことに権威のない話なのであつて、少くとも日本独自のあなたの方の立場をもつてするならば、訓練目標もなければならぬ、服装なども日本独自のしっかりしたものやられて、初めてあなたの方政府の考へておられる日本の自衛軍としての権威が保たれると考へるのであります。この点いかがお考へになりますでしょうか。

○船田國務大臣 これは主として財政経済に非常に大きな関係があると思ひます。とにかく今約一個師団を装備するとすれば、少くとも二億ドル、まず七、八百億円というものがかるだらうと思ひます。今までわずか五年半の間に、今日のこれだけの自衛隊が整備されたということは、何と申しましたも、やはりアメリカの供与艦船、兵器あるいは装備品等があつたために、これだけになつたのでありまして、もし日本が財政力、経済力において非常な余裕を持つておられますれば、それは日本独自のものが出来るかも知れませんが、今日の場合において速急に自衛体制を整備しようといひますれば、どうしてもやはりアメリカの艦船、飛行機、装備品等の供与を受け、従つてまたその使用法等についてもアメリカから適當な指導を受けるといふことは、私はやむを得ないと思ひます。だからといってこの日本の自衛隊が決してアメリカの傭兵になつておるものではなくして、やはり自衛隊は日本精神をちゃんと持つておるのでありますから、決してアメリカの傭兵になつておるものではないと私は信じておる。

○受田委員 日本の自衛隊は日本精神を持つておる、こういうきわめて明快な御答弁をいただいたのであります。が、服装と装備と訓練と、いずれもアメリカの模倣をされておる場合に、精神だけ日本精神を打ち込むということが出来るかどうか、明快なる御答弁を願ひます。
○船田國務大臣 われわれは洋服を着ておつてもすべてが歐米人の思想ではないのですから、その点は十分自信を持って私は申し上げますが、アメリカ式の洋服を着たからといって、決してアメリカの傭兵になつたとは私は考へません。
○受田委員 あなたは今回の財政経済の事情が許すならば、今にでも日本独自のものに訓練、装備、服装等も切りかえたいという希望を述べられたわけでありまして、さう了解してよろしうございませうか。
○船田國務大臣 現在までに供与を受けておられます艦船、飛行機あるいは装備品等につきましては、日本的に改良すべきものは決して少くないと思ひます。しかしだからといって、日本の独自の装備あるいは艦船、飛行機を作るということとは今なかなかむずかしいのであります。従つて今の場合はアメリカの供与品を受けて、できるだけ早く自衛体制を整備するといふことの方が、今日の日本の防衛体制を整備する上においては適當である、かように考へまして、アメリカの供与品も受けておるわけでありまして、しかしたびたび申し上げますように、アメリカの供与品を受けたから何もかもアメリカの言ひなりになつておるといふようなことは絶対にございませぬ。

○受田委員 アメリカの供与品を受けないで、予算の許す限度で日本の独自のものに切りかえる準備をどのように具体的に進めておられますか。その限度内における御答弁を願ひたいのです。
○船田國務大臣 今アメリカから直接指導訓練を受けておられますのは主として空の方でありまして、陸上及び海の方におきましては、大体日本独自の考へ方で、従来の日本的な訓練をいたしておるのでございませぬ。
○受田委員 私また元へ話を戻します。日本と米國との両方の軍隊が今あるわけなんですけれども、直接侵略に對してこの双方の共同作戦はどのような構想されておるのでしょうか。
○船田國務大臣 わが国の防衛体制の整備につきましては、こちらも計画を立てて検討を加へ、またアメリカはなるべく早い機会に駐留軍を撤退させたといふことで計画を立てておりますから、そういう点につきましては密接な連絡をとつておることは事実であります。しかし共同作戦といふようなことについての研究をいたしておる事実はございませぬ。
○受田委員 今回の自衛隊法の改正案の中に「需品の貸付」なる項目が出ておりまして、その中には飛行場の使用の便宜を与えたり、あるいは給水その他、適正な対価をもらつて便宜を供与するといふ規定がされておるわけですが、こういう点は日米兩軍の共同作戦といふようなものは配慮されてないわけですか。
○船田國務大臣 共同作戦といふようなことは現在やっておりますが、これは念のために申し上げておきますが、もし非常の場合が起つたらどうするかといへば、行政協定の二十四条によりまして共同措置をとるといふことになつておるのです。ただいま御指摘になりましたような点は、主として訓練に關係するものでありまして、作戦の問題とは全く違つておるのであります。
○受田委員 この訓練における米軍への便宜供与といふ問題は、これまででは全然やつていなかったわけですか。
○船田國務大臣 これまでも便宜多少やつておつた事実はあるようでありませぬ。
○受田委員 それはいかなる法規に基き、いかなる根拠に基いてなされた措置でありますか。
○北島政府委員 御質問が自衛隊法の一部を改正する法律案と結びついておりまして、このことの正確なる御認識をいただきますればおのずから氷解すると思ひますので、一応自衛隊法の一部改正法案につきまして、ごく簡単に御説明申し上げます。需品の貸付の問題と給水その他の役務を適正な対価で提供の問題であります。第一の百十六条の二の改正は、自衛隊法の航空機以外の航空機、この中にはもちろんアメリカ軍の航空機も入りますし、日本

の民間航空機も入るわけであり、その航空機が、自衛隊の飛行場にいけば不時に着陸した場合におきまして、他から入手する道がないと認めるときは、次の飛行に必要な限度において、かつ自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、液体燃料等の需品を無償で貸し付けるという規定でございます。それから附則の十二項のところでございますが、これは安保条約に基づきまして日本に駐留しておりますところのアメリカ合衆国の軍隊が、自衛隊と隣接して所在する場合におきまして、他から入手する道がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障のない限度において、自衛隊のために設けられておる施設による給水その他の役務を、適正な対価で提供することができ、この後者は、たとえばこういうようにしてあるものでありまして、従来アメリカ軍が一つの区域として全面的に提供せられておりましたものを、そのうちの一部を解除して、そして自衛隊におきましてこれを使用するというような場合、その解除せられて自衛隊の使用するものに全体の区域に對するところの給水その他の設備がある、こういう場合におきましては、便宜自衛隊におきましてこれを適正な対価でアメリカ軍に給水してやるといふ考え方であり、そういういたしませんと、実はこういう問題のために提供解除に一つの支障になっておりまして、一部解除してもいいけれども、しかしあつたこのサービスはどうなるんだらうという問題が今までございまして、たとえば昨年の松島の基地の解除のときにもだいたいこういう問題がございました。そのために松島

のときにおきましては、きわめて臨時ではございますが、将来の法律改正を考慮いたしまして、一応給水の施設は自衛隊で提供いたしております。これを法律面におきまして適法にいたそう、こういう趣旨であります。先に申しました、液体燃料その他の需品を無償で貸し付けるといふ点につきましても、あるいは御質問が、将来日本がアメリカの前進基地となるのではないかと、こんなふうな御懸念があるやに私承るものであります。これはその点はございせんので、臨時に自衛隊の飛行場に着陸して、しかも次の飛行に必要な限度において他から入手するやうな道がない場合に、ガソリン等を無償で貸与して、あとで返してもらつ、こういう規定でありますので、何とぞ御了解願ひたいと思います。

○愛田委員 これは法案に規定された事項に関する質問に觸れてゐるわけなのであります。現に便益を供与してゐることを合法化したという意味の御答弁だと思つて、そこで待機しておるやうな場合に、自衛隊の任務遂行に支障がある場合には、これは絶対に譲与しないという建前ですか。その限度はどの程度ですか。

○北島政府委員 この法律に明らかに規定しておりますように、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度においてでございます。任務遂行に支障を生ずるやうな場合には、この法律はもちろん適用にならないわけであり、

○愛田委員 この任務遂行に支障があるかないかの判断の最高責任者はだれになりますか。

○北島政府委員 一応これは、總理府

令——大體の常識概念はあるわけであり、大體の常識じゃないかぬ」と呼ぶ者あり。大體の基準につきましては、總理府令によりましてこれを規定いたしたいつもりであります。もちろん自衛隊の訓練に支障を生ずる、すなわち自衛隊の任務遂行に支障を生ずるやうなやり方はいたさせません。

○愛田委員 その總理府令に盛らんとする内容について、構想を持たずしてこの法案を出されるということとは、非常にそつとであると思つて、この總理府令はいかなるものを出そうとしておるか、用意された内容をお示し願ひたいと思います。

○北島政府委員 法規課長から、今總理府令で規定いたした内容をお示し明いたさせます。

○麻生説明員 今總理府令で規定いたしたと予定しておりますのは、どういふものか、これを貸与するかどうかというやうな貸し付けの對象、それからどういふ條件で貸すか、たとえばいつ返還するか、返還の場所をどこにするかというやうなことで、あるいはそれを貸した場合はどういふ伝票をもつて扱うか、またその伝票について必ず記載しなければならぬというやうな事項、そういうやうなものを一応予定しております。

○愛田委員 その場合に、この法案にはあらかじめ大蔵大臣と協議すると書いてあります。これはいかなることを示すものか、御説明願ひたい。

○麻生説明員 この總理府令の對象になりますことは、物品の管理に關する問題でありまして、物品の管理に關する主務大臣は大蔵大臣と考えられるわけであり、従ひまして大蔵大臣と協議をしてやつて参りたい、こういう

考え方であり、

○愛田委員 私は質問をもとへ戻して、日本と米國との共同防衛という問題に觸れたのであります。今船田國務大臣は防衛庁長官としての立場から、日本の自衛隊をもつてははたして防衛の任に當り得る限界はきわめて限られておる、従つて大部隊がやってくるというアメリカ軍に協力を求めるということになるのだ、こういうまことにたよりない、自民黨の政策をもつてもまことにたよりない御見解があつたわけなんであり、私は、韓國の軍隊よりは強い、そのほかの強い國には負けるくらいは軍隊というやうな程度の考えを防衛庁長官としてお持ちでないか、かような印象を受けるのであります。非常な大部隊が来るときは、日本の自衛隊じゃ間に合わぬが、ちよつとした部隊ならやれるんだというこのお言葉は、これは非常に微妙なものであると思つて、大體私が今お尋ねした程度の考えで、小さな國の軍隊がやってくる場合は日本の自衛隊でたちまちやつけるのだ、大國がきた場合にはアメリカにお願いするのだという意味でございましょうか。

○船田國務大臣 日韓關係は、先ほども申し上げましたように、非常に微妙な關係にございまして、韓國を對象としてわが國の自衛隊の實力がどの程度であるかというところは、私がここに公開の席上において申し上げることは差し控えた方がよろかと思つて、その点はどうぞ御了解を申し上げますので、ただ、急迫不正の侵略に對しまして、わが國の國土の防衛がある期間

するといふことは、現在の自衛隊の實力をもつてしてもできるのであります。しかし先ほど來御質問にありましたやうな、大陸間を飛ぶやうなICBM、IBVといふやうな大きな誘導弾だとかあるいは原子爆弾をもつてするとかいふやうな攻撃は、たゞ急迫不正でありまして、これをわが國の獨力で防衛するといふことは困難でありますので、そういう場合におきましては、日米安保條約の規定によりまして、アメリカの協力を得て日本の防衛を全うするやうにいたしたい、かやうに考へるのであります。

○愛田委員 非常な偉大な効力を有する新兵器によつて攻撃を受けた場合には、アメリカの力を借り、また非常な大部隊がやつてきたときにはアメリカ軍にお助けを願ひ、また今の財政計画の立場から十分まかない得ない部隊裝備、訓練等については、アメリカのお助けを願ひ、こういうことになりまして、これは日本の自衛隊としての、繰り返し申し上げますが、權威は失われ、と思つて、われわれはこの軍隊にはつきりと反對をしてゐるのでございまして、高い立場から見ても、あなたが御考へになられてゐるやうなたよりない自衛隊を持つてゐるというところは、これはその最高指揮官でいらつしやる——最高指揮官は總理大臣ですが、その次の指揮官としての防衛庁長官としては、はなはだ心もとない自衛隊だといふ印象をお持ちでございませうか、この点を御答弁願ひたい。

○船田國務大臣 私は率直に申しまして、過去五年半の間にこれだけの自衛隊体制を整備されたといふことは、むしろ

る世界的の驚異であると考えらるくらいでありまして、決してそんな弱い、つまらないものではないと、私は相当強い自信を持っておるのでございます。

○受田委員 あなたは強い自信は空と海においてはほとんど失われておる、陸においてはみある程度自信が持てるという御見解に解釈してよろしうございませうか。

○船田国務大臣 陸上におきましては一番早くから出発をいたして訓練を積んでおります。ところが海におきましてはそれがおくれております。ことに航空自衛隊につきましては、一昨年の七月初めて発足をいたしましたのでありますが、それにもかかわらず、この一年半余の間に、とにかくジェット機を、三月一日にはF86を飛ばすというところまで進んでおるのでありますから、相当空の方でもできつつある。訓練を積んで参りますれば、日本の防衛に大いに役立つという自信を持っておるわけでありませう。

○受田委員 先ほど日米の共同作戦に触れたわけでありましたが、行政協定二十四条「日本区域において」云々というこの問題は、いかように解釈すればよろしうございませうか。

○船田国務大臣 これは非常の場合におきまして、行政協定二十四条の規定があるわけでありまして、その場合においては日米の間にいていかに防衛するか、これに対処するかというこの協議をすることになっておるわけでありませう。

○受田委員 協議だけで戦争はできないわけでありまして、その際に共同作戦というものが当然起ってくるわけじゃないでしょうか。

○船田国務大臣 この二十四条はもろんそういう場合の規定でありますから、その場合においては共同作戦をとるということになると存じます。

○受田委員 私は直接侵略という場合は非常の場合だと思っております。先ほどから直接侵略、直接侵略としばしば申し上げるのは非常の場合です。その際に大臣はそういう場合でも日米は別に共同作戦は考えないなどと、私に答弁されたのですが、私は先ほどから全部直接侵略を前提とした話を申し上げておるのであつて、間接侵略とかその他の問題にはまだ触れてないわけなのです。

○船田国務大臣 それは受田委員が少し誤解しておられるようであります。が、平素共同作戦を考えておるかというお尋ねでありましたから、平素共同作戦ということはやっております。というのを申し上げたのでありまして、ただいまあらためてお示しをいたしましたように、急迫不正な侵略が起つた、こういう場合においては行政協定の二十四条が発動されて、日米で協議し共同作戦を立てるということになるわけでありませう。

○受田委員 私の質問の日米の共同作戦を、平素と限定した御解釈があつたわけですが、そういうふうな聞き方をされたとしたならば、私の質問の仕方が悪かつたかもしれません。私は日米の共同作戦の場合はいかなる場合かという立場でお尋ねしたので、平素と非常の場合と分けて御答弁いただければ筋がはつきりしたわけですが、そこで非常事態に対応する場合の日米協議による共同作戦という場合に、その際の協議にもよりまじやうか、これは日本軍が

アメリカ軍の支配下に属するという公算が、現実においてははなはだ大となるようなお気持ちがいたしますか。

○船田国務大臣 これは行政協定二十四条によりましてそのときによって決定するということになるわけでありませう。

○受田委員 現実に日本軍の劣勢を御承認になっておられる長官としては、アメリカ軍の偉大な兵力に屈従して、アメリカの支配下に属する日本の自衛隊という形になるという傾向が、多分にあると御想定にはなりませうか。

○船田国務大臣 これはそのときによつていづれから司令官を出すかということが決定されるのであります。

○受田委員 私は今の日本の自衛隊があまりにも幼稚で、すべてアメリカの力を借りなければならぬという長官の御答弁をもつてすれば、今後日本の自衛隊は事実上アメリカの傭兵的な立場に置かれて、アメリカの作戦計画の中に適当に挿入せしめられて、かつ海外派兵等が当然アメリカの司令官によつて起る。仮想敵国は、今ないとおっしゃつたのでありますが、そういう自衛隊の場合には敵があるわけでありませうから、その敵の航空基地あるいは誘導弾の発射基地へ日本の飛行機あるいは日本軍を派遣するその支配下に属せしめられるというふうなおそれが多分にあると私は思うのでありますが、長官、さようなことは絶対ないという自信が持てますか。

○船田国務大臣 わが国の自衛隊は現行憲法のもとにおいて任務を遂行するのでありますから、ただいま御心配のような点は、私はないと信じます。

○受田委員 ここで一言自衛権の解釈について関連してお尋ね申し上げたいと思ひます。自衛のための軍隊、自衛というものは急迫かつ不法なる攻撃に対して正当防衛をする、こういうふうな解釈をもつてするならば、正当防衛といふのは向うの攻撃を加える方の側の航空機発射基地というふうなものが潰滅されざる限りは、この正当防衛といふことの目的を達し得ないと思ひがいかでございませうか。迎えて耐つただけで正当防衛が全うできるかどうか。

○船田国務大臣 理論的に申せば、今受田委員が仰せられたようなことまで正当防衛といふことに入るかもしれないけれども、現在の自衛隊は現行憲法のもとにおいて憲法の許す範囲内においてこれを整備し、わが国の防衛体制を整え、またその訓練をいたしておるのであります。これによりまして海外派兵といふようなことは全然考へておりません。

○受田委員 飛行機に乗って敵の空襲部隊の基地を襲う場合は海外派兵と考へられますか。それは一時的な作戦現象であつて、海外派兵とは見ないとお考へでありますか。

○船田国務大臣 これはたびたび申し上げます通り、自衛のための最小限度の攻撃といふことはあり得ると思ひますけれども、今想定された御質問のようなことは、まず起らないのではないかと存じます。

○受田委員 こちらの基地から向うの基地を撃つて空襲部隊の根拠を潰滅するという場合、もちろん飛行機によつて向うへ着陸するわけではないのでありますから、すぐ戻ってくるわけでは

す。こういう場合は海外派兵といふか、あるいは派兵とはいわないか、その解釈をしていただきたいのです。

○船田国務大臣 ただいま御質問のような点は、厳密な意味においては、海外派兵とは区別されるべきものと私は考へます。

○受田委員 政府は自衛のための軍隊を持つ。これは直接侵略に対しての正当防衛である。その正当防衛の限界を逸脱して不法行為、過剰防衛にはならぬのだといふことを今仰せられたが、今大臣の御答弁は、正当防衛の範囲を逸脱して敵の空襲基地を襲うといふことは、過剰防衛にはならぬかどうか、一つ御答弁いただきたいのです。

○船田国務大臣 これは現実の場合に當ててみませんと、ただ空に、どの程度のことが自衛であり、どの程度を越えたならば過剰防衛であるかといふことは、今ここでにわかには判断はできないと思ひます。

○受田委員 長官のお言葉をもちますれば、外国へ出かけて、敵国の航空部隊の根拠地を襲うことは、海外派兵ではないといふことが今大臣によつてはっきり言明されたわけでありまして、飛行機による敵の基地空襲は海外派兵ではないといふ、かかる大臣の御言明をもつてするならば、今後日本の自衛のための戦いは、飛行機によつて敵の空襲基地を襲うことがあり得る。海外派兵ではないのだ。それはだんだんと解明が進んできたわけでありまして、海外派兵はしない、自衛のための軍隊を持つ、こういうことになれば、今後日本が持つ自衛軍というものは、現行憲法をもつても、海外における敵の空襲基地を襲うために飛行機の部隊を

派遣して、どしどしと戦つて帰つても、これは憲法違反にならぬということになると思ふのでありますが、いかがでございましょうか。

○船田国務大臣 海外派兵という場合には、これは何らかの武力行使を行う目的を持って、外国の領土に上陸することを含む概念であると考えられます。そういう海外派兵ということは、現行憲法のもとにおける自衛隊にはできないし、またやらないと存じます。しかし敵の基地をたたかなければ自衛ができないという場合におきまして、この自衛の限度があり、他に方法がないと場合において敵の基地をたたかうことは、先ほど申し上げました海外派兵とは区別されるべきものと存じます。

○受田委員 自衛権の解釈がきわめて明瞭になつてきたわけでありまして、しからば現在のところ空軍ははなはだ劣勢であるから問題はないわけでありまして、行政協定二十四条に基いて日米共同作戦が展開された場合に、適当な訓練を受けた日本の軍人があちらの飛行機に乗られて、大爆撃機によって敵の基地を空襲するという場合に、共同作戦によつては何が展開されるかはわかりませんが、そういう場合に、日米の協定によつてそれを納得し得る場合があるかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

○船田国務大臣 仮定の御質問では、ちよつとお答へしようがないのでございしますが、行政協定二十四条の発動を受けるというような場合は、非常な事態でありまして、わが国が急迫不正な侵略を現実を受ける、あるいはその脅威が目前に迫つたという場合に、初

めて行政協定二十四条が発動されまして、日米共同合議、共同作戦ということになると存じます。その場合に、どの程度の反撃ができるか、あるいは自衛のために敵地を攻撃することができるといふことは、現実の問題として考えなければなりません。まず、そういう場合におきましても、現在の憲法のもとにおきましては、他に自衛の方法がない、そして敵の攻撃が非常に熾烈であつて、どうしても敵の基地をたたかなければ自分の方が危ないという場合に、ある程度の基地をたたかうことはあり得ると思ひますけれども、これは海外派兵の問題とは全く別個の概念であると存じます。

○受田委員 大東亜戦争の緒戦において、ハワイの空襲をやりましたが、これは海外派兵であつたか、どうであつたか。いかなる御解釈をされましようか。

○船田国務大臣 結局、ハワイ攻撃が自衛のためであつたかどうかというところの判断による以外ないのでありまして、これもこの席上からたびたびお答え申し上げてお通り、公正な史家の判断を待つ以外にならうと思ひます。

○受田委員 そういうお考えを持たれた防衛庁長官が、今陸海空三軍の兵馬の権をお握りになつておられる現状を考えますときに、現実において、もし非常急迫の事態が起つたならば、行政協定二十四条の発動がされるわけですね。そうすると、あなたは防衛庁長官として兵馬の権を握られる権能を発揮されて、きょうにでも非常事態が起つたならば、内閣総理大臣の指揮を待つて、直ちに自衛戦を起させることがで

きる法律が定められておるのです。そしてあとから国会に承認を求められることになるのであつて、国会の承認を求めゆつくりと戦争をするような、そんなのんびりした自衛戦などというものは、どうも考えられないと私は思ふのであります。結局あなたの御意見は、自由に使つて、日本の陸海空三軍は自由に駆使し得る段階に達しておるのです。こういう大事な責任者の防衛庁長官が後世史家の批判に待つたなどというやうな、なまぬるいことでは、真珠湾攻撃をやつたやうな場合は、防衛庁長官としてはそういうことをおやりになるかならぬかという大事な問題にもこれは関係するのである。

今の防衛庁長官の御発言をもつてするならば、敵国から大部隊が空襲してきて、この正当防衛を裏づけるためには、敵の基地も撃ちにいかなければいかぬといふ場合には、飛行機でその基地も撃ちにいかなければならぬといふやうな見解が、今明らかになつたのでありますから、そういう御見解をもつてするならば、ハワイの空襲なども自衛のために、海外派兵ではないが、ハワイの基地を撃たなければならぬといふ御解釈をされるおそれがあるのです。

この点、後世史家の批判ではなくて、今祖国三軍の兵馬の権を握られる船田防衛庁長官は、少くともそういう責任者なんです。あなたが今自由に三軍を発動し得る実権を握つておられる。今日でも、今大空襲部隊がここに来たとしたならば、ここにおられてもすぐ今から指令を出さなくちゃならぬ、そういう立場に置かれておられる。法律でちゃんとあなたには偉大なる権限

が与えられておるのですから、総理大臣が予算委員会におられても、あなたはすぐ協議されて、すぐ措置をしなければならぬといふときに、あなたが後世史家の批判に待つたやうな考えで、こういう前例を御判断になつたとしたならば、私ははなはだ心もとない防衛庁長官でいらつしやうと思ふのですが、少くともこの際明瞭に、三軍の最高責任者として前例に対しても鋭い批判をもつて、この限界まではこうだ。仮想の問題に対してはどうだとききおつしやつたけれども、仮想じゃないのです。そういう事態が想定できるじゃないですか。仮想でなく、そういう場合があり得るのですから、そのあり得る場合の御意見をもう一度明瞭に御答弁願ひたい。

○船田国務大臣 第二のパール・ハーバーなどということは考えておりません。

○受田委員 考えておられないということになると、これは自衛のための空襲ではなかつた。そしてこれは海外派兵と思われて、自分としてはあれは賛成できないのだという、三軍の責任者としての船田さんのお言葉でしやうか。

○船田国務大臣 パール・ハーバーの問題につきましては、私は遺憾であつたと思ひます。ああいうことのないで日米の關係が正常化されることを希望しておりました。

○受田委員 ああいうことがなくて日米の關係を保ちたいという気持であつた、遺憾であつたといふことになるのであります。結局あのハワイの空襲は、これは海外派兵であり、かつ自衛権の発動でなくして侵略であつたとお

認めになるわけですか。

○船田国務大臣 私は日本人のやつたことが全部悪いといふふうには考えておりません。それらの点につきましては、後世の史家の公正な判断を待つ以外にないと思ひます。

○受田委員 日本人のやつたことは全部悪いとは思ひていない。ただハワイの空襲に私は限定してお尋ねしたわけでありまして、ほかのところは問うていないのです。ハワイの空襲はこれは後世史家の批判に待つ、これは日本人としてやつたことは悪いことではない、こつちういふお言葉であるのですが、最初はいはれ遺憾であつたとおつしやつて、最後にはあれは日本人として悪いことではないのだといふことで、これははなはだあいまいであります。

私もはなはだ少くともこういう大事な問題を討議しようとするときに、その責任者がはつきりした見解を持つて三軍を指揮していただくといふことを期待しておるので、こつちういふことは絶対いかにぬないかぬで、はつきり言うていた方がいいのです。

○船田国務大臣 真珠湾攻撃の方法あるいは時期、そういうことについては私は遺憾であると申したのであります。やり方等については遺憾である。ああいうことなしに日米の間において十分話し合いがついたんじやないか、また話し合いをつくべきではなかつたか、こつちう思ひます。しかし太平洋戦争全部が非常に悪いことであつて、そして日本人の今までやつたことが何でもみな悪いのだといふやうな考え方には私は同調できません。

○受田委員 大東亜戦争がみんな悪いといふことには同調できない。こ

これは真珠湾攻撃はやむを得なかった、日本人として当然のことだ、という考え方に解けるわけですが、これは今後われわれが心配しているのは、この自衛隊というものがその時の政府によって、内閣総理大臣と防衛庁長官が話し合いをして、どっちにでもいくのです。今度の法律には明らかにここへ防衛出動の事項が出ておるのです。この防衛出動をなし得る限界線というのは、総理大臣と防衛庁長官が協議してやることのできるようになっていくのです。そういう大事な防衛出動の実権を握っておられるあなた方が、自由にお考えになられて、自衛隊を逸脱した行動をなさる、不法行為に突入されることになり得るという、非常に危険な問題があるので、私はここでこれを明らかにしておいて、国民の前に政府が意図する自衛隊の解釈はこうだ、政府が考えている自衛隊というものはこういう性格を持っているのだということをはっきりしておかなければならぬ。

私は今の御答弁で、大臣として今後一そう御研究をいただいて、いずれ国防会議の構成案も出ることでありますから、その際残余の質疑はさらに大きな輪郭のもとにお尋ね申し上げることにいたしました。この問題について一応終ります。

次に、日本の自衛隊の持つ性格の中に一つの考え直していただかなければならぬ規定があると思うのです。それは第三條に「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする。」という規定があるわけでありまして、この点につきまして、最後の間接侵略はもうきようは質問をやめますが、「必要に應じ、公共の秩序の維持に當るもの」という点について、自衛隊はいかなるお仕事をしておられるか。ある程度具体的な例をお示しいただいて、災害復旧その他に貢献している以外に、どういうことをやっているか等についても、お答えを願いたいのであります。

○船田國務大臣 これは自衛隊法の命ずるところによりまして、治安出動もできるわけでございまして。しかしそれには、御承知の通り、厳重な条件がついております。自衛隊はまだ治安出動をやった例はございません。今までやりました出動は、大気災害出動でございます。災害救助の出動を出しておる例はありますけれども、治安出動をいたしました例はございません。

○愛田委員 災害出動ということについては、国民も自衛隊の活躍に對して非常に感謝して、その災害復旧をすみやかにしめたことに對しては、私もこれを明らかに認め、それに關与された方々に感謝したいと思つて、ここでも一つ日本の自衛隊というもののあり方をもうした災害復旧などの特定の場合を除いて、もっと生産的な方向へこれを協力させる。非生産的な仕事ばかりでなくして、もっと国土総合開発事業とかいうようなことにも協力させるような体制に持つていく必要はないか、ここに大臣によく認識していただきたいのであります。わがわが社、会党はこの再軍備に反對をしておるという立場から、わが社会党内閣が成立した場合において、今でも自民党が

大スキャンダル事件を起して倒壊した、解散はできないで総辞職したという場合には、われわれはいさぎよくあなたの方へと引き受けて内閣を作らなければならぬ。そのときには当然われわれも防衛庁長官を出さなければならぬから、一応防衛庁長官を出します。そこで、これはつきりしていることは、まずわれわれの内閣は自衛隊を増強しないという目標を持つていくことは、われわれの政策ではつきり御承知の通りです。われわれの内閣は増強しないという原則を守るために、まず日米間の外交交渉に大いに努力して、安条約その他の改訂に努力して、増強を現状でとめていく、でき得べくんばそれを縮減する方向へ持つていきたいという政策を現実の立場からとうとしていく。大臣も反對の防衛計画については、十分御研究いただいていると思うのであります。このわれわれの内閣は、従つてこの自衛隊の任務として、ある程度生産に協力させるという考えを持つてゐる。現に中共においては多数の軍隊が淮河の治水工事等に協力して、ブルドーザーその他を動員して盛んにその公共事業に貢献しているという実をあげてゐる。社会党はそういう自衛隊を生産隊に切りかえようという考えを持ち、生産軍として当面は考えようとしてゐる。そういう政策を持つてゐる反對党が日本にあるんです。反對党にそういう考えがある以上、現内閣が交代しても大きな変革がないようにするためには、現在の防衛計画において反對党が考へてゐる生産に協力させるというようなところを十分取り入れて、自衛隊というものを考

え直す必要はないか。従つてかかる場合には自衛隊の仕事の中に、ここに最後に掲げてある「必要に應じ」というところを特に強くうたつて、防衛のための軍隊であるとともに、国内の産業振興に十分協力できる軍隊として、国民から感謝せられ、そして日本国民の軍隊に對する信頼を深めて、そして今こそ自衛隊をほんとうに愛すべき自衛隊だと国民が感謝してくるような方向に、保守党内閣といえども、社会党に近づけることに努力をする必要がないかと思つてゐるわけですが、大臣の御答弁を願ひたいのであります。

○船田國務大臣 中共に生産軍というやうなものがあつて、兵隊が土木工事その他生産に従事してゐるというお話でございますが、そういう意味の生産軍を現在の自衛隊に持ち込むということは、直接、間接の侵略に對して国土の防衛というのを主たる任務としたしております現在の自衛隊としては、私は適當ではないと考へます。しかしながら自衛隊法の百條にございまして、うに、「自衛隊の訓練の目的に適合する場合に、國、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することが出来る。」こうなつておりました。従来もできるだけのことはいたしておるものであります。昭和二十九年におきましては受託件数が百件、昭和三十年の十二月末までございまして、九十五件、これに稼働延べ人員が八万五千人、申入者の負担金額合計が三千八百万円、こういうことになっております。昭和二十八年度におきましては、

受託件数六十一件、請負の換算推定の金額にいたしますと、約一億五千万円の仕事を引き受けております。二十九年度においては、さつき申し上げましたように、百件で、約二億五千万円の仕事を引き受けておる。それから三十年におきましては九十五件、約一億三千万円の仕事を引き受けておる、こういうことでございまして、これは道路の整備、あるいは小学校の校庭の地ならし等、部隊の訓練に差しかえない限り、できるだけ一般の御要望に應ずるようになつておりましたし、今後もできるだけのことを行いたしたいと考へて、せつかく努力いたしておる次第でございます。

○愛田委員 現に百條に基く公共事業その他への協力の具体的例をお示しになられたのでありますが、これはある程度貢献していらつしやることを確認して敬意を表しますけれども、今申し述べられましたように、三十年度に九十五件、一億二、三千万円程度の仕事しかしてゐないということになるならば、これはまことに焼石に水であつて、国民に感謝されるには前途なお遠慮であるといわざるを得ないものであります。従つて今後訓練の目的に最もかなうというところを広く解釈して、広くこれが訓練だということと考へて、そうした事業にどんな貢献していく。そして今治水工事、あるいは海岸の改修が、何日たつても依然としてまだ災害のあとが片づいておらぬというやうな地区に對しては、りっぱな機械を持つておる自衛隊が出動して、早くそういうところの復旧工事に協力してあげて、国民から自衛隊に對する大いなる感謝をされるやうな、もっと積

極的な施策をとる御用意はないかどうか、御答弁を願います。

○船田国務大臣 これは先ほども答弁申し上げましたように、自衛隊の訓練に支障のない限り、できるだけのことはいたいし、いたしつつあったのでございます。ただこういうことも考えなければならぬのは、一部業者でございませうけれども、自衛隊の施設部隊がかような作業をするというのに対して、非常な反対をするものもあるものであります。ですからそれらの点もよく考慮していかねばなりません。

○愛田委員 今大臣は訓練に支障のない限りという言葉をされたのでありますが、支障ない限りでなくして、訓練の目的にかなうべきものでないといふことになっておられるのでありますから、訓練そのものがそうした協力になるわけで、別に御心配の趣きはないわけですか。

そこで今御答弁の中に一つ聞き捨てならぬお言葉が出た。土建業者などでの持つ設備を最高度に利用して、そうした国民のためになるような公共事業に協力しようとするときに、もうけ仕事を取り上げられるからというので、それに反対するよう業者は断固処分すべきだと思ふ。自衛隊のそういう協力に對して反対するよう業者が汚職や疑獄を起してそうして日本の国政を乱している。私は勇気を持ってそういうでたらめをする業者に弾圧を加えて、信念を持って訓練の目的に合致す

るこうしたりつばな仕事に協力する熱意を、大臣は持っているに違いない、このお気持ちを大臣によって答弁を願いたいのであります。

○船田国務大臣 先ほど私が一部に反対があることを申し上げたのでありまして、ただいま委員の仰せられたがごとくに、一般公共のためになる仕事、しかもそれが訓練に支障のないばかりでなく、そのこと自体が訓練の一部になるようにできるだけのことをいたして参りたいと存じます。

○愛田委員 さらに根本にさかのぼります、自衛隊の任務というものを、現在の政治情勢のもとにおいてその摩擦をできるだけおさめていくように考え直す必要はないか。従って保守党内閣から革新内閣へと政権が授受される場合においても、また革新内閣から保守党内閣へとそうした政権が移される場合においても、内閣のかわるることによって、自衛隊そのものが直ちに国土開墾隊になったり、また自衛隊になつたりというような急激な変革がないようにするためにも、常に時代の政府は、反対党が何を考えているか、また反対党もある程度現実を重視して、理想に走らないというような努力をしていって、そうしてその政策の転換に国民をして迷わせぬようにさせる努力が必要と思ふのです。再軍備に反対をして、しかも国内の治安確保のためには、ある程度の警察力を充実することを留意し、かついつでも内閣が来たならば、さしあたり保守党内閣から自衛隊をそのままそっくりいただきまして、外交交渉によって増強を抑え、

漸次できれば兵員を減少していくようにしたい、こう考えている反対党がある場合には、それに政策を接近せしめるために、自衛隊の任務におきましても、公共の秩序の維持に当るものとする、といったところを、もっと強い言葉で表わすような法の改正にまで心を配るほどの熱意があつてこそ、これぞ時局を背負うに足るところのりつばな政府といえると思ふのであります。防衛庁長官にはこの点にかなう御見解を有せられるのであらうでしょうか。

○船田国務大臣 ただいま委員の仰せになられましたことは、大休私もさように考えております。急激な変化を来すということは、私は国策遂行の上において、国民のこうむる損害は非常に多いと思ひます。ですから、われわれといたしましては、社会党の諸君の御意見も十分承わつて、そうしてできるだけこれを施策の中に取り入れて参りたい、かように考えております。ただ私がここの三年半同じ内閣委員をいたしておりました、今防衛庁の責任者となつて、ここから社会党の諸君の御質問を受けますと、何かアメリカのやり方日本がいつでも追いついて、そして何でもアメリカの手先になつてやつておるというふうにお考へになつておられる点が多いのじやないかと思ふのですけれども、私どもは決してそんなふうな考へでやつておるのじやありません。ただ先般申し上げましたように、今日わが国で、この経済力、この財政力で防衛体制を整備しようといひますれば、どうしてもこれはアメリカ側の相当大きな援助を受けなければならぬのでございまして、

従つてアメリカからある程度の忠告も受けるというふうなことはありますけれども、決して私どもは自主性を失つておるものではないと思ひます。最後に仰せられたことにつきまして、十分私どもも考慮いたしまして、急激な変化の起らないようにいたしたいと思ひます。どうぞ自衛隊の育成についても御協力をお願いいたします。

○愛田委員 自衛隊の育成に御協力をいただいたのであります。われわれはこれはもうきわめて明瞭な態度を持ってゐることは大臣御承知の通りなもので、ここで――委員長、出席状況が悪いです。うしろ向かぬでかつたが、たまたまうしろ向いたらこういう状況ですから……。それで大臣、一つここで問題が起るのです。それは社会党の諸君はいつもアメリカをまねる、まねると言つておしかりを受けるが、これは少し考え違ひじゃないかといふお言葉があつたわけですが、われわれは今現実に日本の自衛隊というのを見ていると、考へてみて下さいよ、自衛隊の服装から、訓練から整備から、全くアメリカじやないですか。これでアメリカでないと云えますか。従つてアメリカと申し上げるわけなんです。だから、もっと自主性を持つて日本の自衛隊をお作りになるということであるもつてしてうなずけるところがあるのです。そこなんです。つまり今さしあたり財政経済の都合で軍隊の育成には非常に困つておるので、あちらから援助していただいておりますんだ、軍事顧問も来て訓練の指導もしていらんだ、兵器の使い方も教えてくれているんだ

ということでは、これは日本は独立国でありますから、日本の權威に關する問題なんです。ここを大臣がお考えになられて、できれば日本軍らしい軍隊を、あなたの方の立場もつてしてもお作りになるべきだ、かように私は申し上げたのです。この点を誤解せられないように……。しかも、今回の法案にまゝ身を見ましても、最初に掲げられてあります兵員の増強計画は、十五万から十六万になつておる。こんなに人間ばかりいたすにふえておる。いたすに人間がふえて、そうしてその中身は非生産的な仕事をして、国民全体には大した効力はない。しかも原子爆弾がやつてくることに對しての作戦上の計画もない。將來わずかな部隊が海上から直接侵略するなどというところは、これはナンセンスであるといふことは申し上げたのだが、ちよつとした部隊が國家の意思に反して勝手に行動してくるというものは、これは戦争じゃないのであつて、ただ海賊みたいなものが来るのであつて、そういうものを相手にこんな軍隊を作るといふにしましては、軍隊の持ちようが多過ぎる。従つて日本の軍隊の持ち方は、もつと國民に役に立つような軍隊を持つべきであり、いたすに兵員を増員することのみ、アメリカの指示をいたしてはやるやり方を改めて、昭和三十一年に十八万の陸上部隊を持ちたいという計画であるならば、こゝし十五万から五十年にこれを割ると六千人ずつでいいんだから、こゝしは六千人の増強にしよう。昨年は二万人増強したのは多過ぎた、こゝしは定員の増加を遠慮しよう

というような配慮が、法案改正の上に見られてきてしまふべきじゃないでしょうか。私はこういう点につきまして、あまりにも現実の直接侵略に對しても役に立たぬような軍隊をいたすに増強するやり方を考えておられる政府の施策に對して、非常に大きな疑義を持つておるのでありますが、御見解はいかがでありますでしょうか。

○船田國務大臣 この問題につきましても、すでに何回か答弁申し上げたんですが、日本の自衛隊、ことに陸上自衛隊を整備するというのにつきましては、アメリカの陸上戦闘部隊の一番先に引いていくという、この事情も勘案して参らなければならぬと存じます。従つてそういうことも考えますと、陸が少し多過ぎるんじゃないかという御批評はあるかと思ひますけれども、しかしこれは現実の事態に最も相応したような自衛体制を整備していくという考え方からいたしまして、陸上に多少多くなるといふことは、これはやむを得ないと思つております。それから五千か六千ずつの増強にしたかどうかというお話も、一応ごもっとものようでございますが、しかしこれまた先日の答弁で申し上げたことでございまして、陸上につきましては、マン・パワーというものが中心になります。従いまして、ある総合した勢力という点になりまして、そこで一万、すなわち三十一年度におきましては六千人ほどの混成団を一つ新設する、それとともに総合した部隊を持つというところからいたしまして、一万という数になるのであります。これを五千、六千と区切つてやるということは技術的にできない、またそれではマン・パワーを

中心とする陸上部隊の整備としては、適当な方法でない。従いまして三十一年度においては一万、三十一年度においては二万、かような数字になつておるわけでありまして。

○受田委員 マン・パワーの問題を今ここで繰返してお尋ねしておるのじゃないかと、部隊の増強をあまりお急ぎにならなくてもいいんじゃないか。つまり五千、六千という単位では部隊ができないのだということをおっしゃつたようですが、これは大臣としては非常に失言じゃないかと思ひます。とにかく部隊を急いで増強しないで、できるだけ国民の経済力も考へて、アメリカの關係まで持ち出されたりから私も申し上げるのですが、アメリカに對しても十分交渉されて、日本の経済力から五千なら五千の単位で増員計画をお立てになれば、ゆつくりできるのです。混成団を作ることを来年回しにされてもいいわけですから、こういうことをお尋ねしておるわけですね。もう一つ混成団という言葉が出たからお尋ねしたいのです。混成団というのは昔の混成旅団に當るものかと思つております。この混成旅団の性格は、この法律によりまして、管区に属する旅団と方面隊ですか、それに属する旅団と二つあるようでありまして、この旅団の性格について御答弁願つておかないと、質問ができないので、御答弁を願ひます。

○林(一)政府委員 混成団の性格でございますが、これは強力な戦闘能力を有する総合部隊でございまして、その点から申しますと管区隊と同じでございます。管区隊と違ひますのは編成が違つておる、と申しますのは、人員が

違う、あるいは中の部隊編成、裝備関係が少し違つておるのでありますが、いずれも性格は同じで、その射撃力と機動力をもつて地上のあらゆる行動をするという総合部隊であることは同じでございます。

もう一つは今度の混成団は方面隊に所屬していないというお尋ねであつたかと思ひますが、そうでございませうか。

○受田委員 今度は第十條第一項中に「管区隊」の下に「混成団」を加えるというのが出たのですが、從來あつた混成団との關係はどうですか。

○林(一)政府委員 從來ありました混成団は御承知のように第七混成団は北海道にございまして、北部方面隊に所屬しまして北部方面總監の指揮を受ける、第八混成団は九州にありまして、あそこにはあります第四管区隊とともに、西部方面隊に所屬しまして、方面總監の指揮を受けるということになりまして、三十一年度に設置をお願いしております混成団は東北にありまして、東北には方面隊はございせんから、長官直轄の部隊として方面總監とは別個の指揮を受けるということになります。

○受田委員 昔の独立混成旅団ということになるのですか。

○林(一)政府委員 昔の混成旅団と稱して差しかへないと思ひます。中味は管区隊と同じで、昔の師団と同じようにあらゆる種類の部隊を包含しておるわけでありまして。

○受田委員 直轄の混成団と管区に属する混成団という二つの内容の違う混成団ができてゐる。これを二つ並べるということは立法技術の上においてい

かがですか。

○林(一)政府委員 もちろん、先ほど申しましたように、混成団としての性格は、方面隊に所屬するものも今度直轄部隊として東北に設置するものも全然同じでございまして、同じ戦闘力を持つておるのであります。なほ別々に一方は方面隊に所屬させ、一方は直轄部隊としたかと申しますと、たまたま北海道に防衛上の見地から混成団を置きまして、他の管区隊とともに北部方面總監の指揮下にするのが適當であるという考へで、これは北部方面總監の管轄に加えたのであります。今回東北に設置するのは方面隊があそこにはございせんから、これは長官の直轄部隊として別個に設置する。九州は從來管区隊がありまして、あそこには混成団を一つ増置したものでございまして、これを總指揮するのために方面總監の指揮下に入れたのであります。

○受田委員 また部隊編成について突つ込んでお尋ねしなければならぬことになつたわけですが、今方面隊を置かない地区に漸次方面隊を置く計画は、どのようにされてゐるのでしょうか。

○林(一)政府委員 現在のところはまだそのようなことは計画いたしてございせん。さしたあたり東北地区に増置する必要がありますものだから、そこに増置したのでございまして、方面隊がないから長官直轄にしたわけでありまして。

○受田委員 防衛計画において現在のところ方面隊を置く計画は考へておられぬ、たまたま混成団をあそこにお作りになつたというようなまことにあいまいな計画のようですが、少くとも政府

をもつてするならば、祖国の防衛になつてというやうな重大な御計画があるのに、方面隊に對する構想もない、混成団もたまたまそこに置くやうになつたというやうな考へ方は、まことにずさんきわまるやり方ではないかと思つております。御見解を表明願ひたい。

○林(一)政府委員 部隊の設置の方針と申しましうか、ルールにつきましては、先日も受田委員にお答え申しておきました。が、やはり防衛、治安、その他訓練、演習の便宜等、いろいろな点を考慮しまして設置するのでございませう。混成団を別に東北に置いたのは、たまたま置いたというわけではなく、そういう地見に立つてあそこに置いたわけでありまして。

○受田委員 これはいづれ国防會議案が出ますから、防衛の大綱、具體的計画というものは、あらためて御質問いたしますので、十分御用意を願つておきたいと思ひます。

私は最後に一言、あとに質問者も控えておられるので、これで終りたいと思ひますが、これはこの間から当局が御心痛されましたところの、例の不用不急の品物を買つた、あるいは不正の取引があつたりしたとかいふやうな、そういう會計検査院の報告書に基く問題について、その根拠がどこにあるかといふことを機軸の上からお尋ねしたいと思ひます。それは片島君も引き続き政府に對して強力なる究明の用意をされておるやうで、私は数字の上の究明は片島君に譲りますが、機構の上で一つお尋ねしたいのであります。防衛庁の中に調達実施本部というのがあります。これは今度法律の中にも出

てきておりますが、この調達実施本部というものは現在の防衛庁の機構としてはどういふ姿の仕事をしておられるか、ごくかいつまんで御答弁を願いたいと思います。

○久保(調)政府委員 調達実施本部は防衛庁の付属機関であります。簡単に申し上げると、各幕僚監部、陸海空の幕僚監部の経理局から予算の示達を受けまして、その予算の範囲内で調達要求の個々のものを、何を何個、単価幾らで、いつまでにほしい、それに仕様書、規格をつけまして、もちろん年間にまとめて一度、あるいは三・四半期に一度、計画はもちろん連絡いたしまして、その上で個々のものの調達要求を各幕僚監部から調達実施本部へ出すわけでありまして。調達実施本部ではその個々の調達要求書を受けまして、具体的な契約の相手方の選定、契約方式の決定、原価計算等をいたしまして、調達実施本部の契約担当官は契約を結ぶ、その契約に従ってそれぞれの納期に各部隊その他へ納入する。こういう仕組みになっております。

○愛田委員 ここに問題にされておる調達実施本部の大きなミスは、一体今の御説明になられた調達実施本部のいろいろのルートの中どこに一番大きなガンがありますか、そうして今回政府が処断されて罷免し、あるいは辞職勧告、あるいは戒告、譴責といろいろな措置をとろうとしておる職員はどのルートの上に乗った人が多いのか、御説明願います。

○久保(調)政府委員 これは今回批難を受けました個々の件名によって実は違ふのでありますが、調達関係については主として多いのは規格仕様のきめ

方があるいは研究不十分ということのために用あるいは不急のものを買つた、規格仕様のきめ方が悪いということ、もう一つ不用、不急の問題は主として漫然と装備定数表にあるから、それに必要なたとえば元になる設備を部隊等が十分確認されないで調達されたといったような件数が比較的多いのであります。これにつきましては、主として調達要求をいたします幕僚幹部の側に実は責任があるわけでありまして。原価計算を誤つたというような場合、あるいは指名競争にすべきを隨意契約にするといったようなことが、調達実施本部の責任になるわけでありまして、そういう関係については御批難を受けていることは少いのであります。ただ一部今回の批難事項の中にあります検査の方法等については、もつと検討の余地があるのではないかと、いったような問題につきましては、調達実施本部に責任があるわけでありまして。

○愛田委員 われわれは会計検査院の報告されたもの以外にも、まだいろいろな巷間のうわさも聞いている。うわさであるからわれわれはここで取り上げませんが、その調達実施本部の職員の中にも例の業者との間においていろいろないまわしい風聞をわれわれは聞いている。このうわさによって政治が動かされるということ、われわれは残念でありますから申し上げませんが、しかし御警告だけはしておかなければならないのは、こうした不正事件のほかに、その地位を利用して、いわゆる将来における約束をしているようなお役人もあるというところが伝えられておる。すなわち退官後においては家を作つてあげるとか、何してあげるか

らというような、業者との默契のもとに便宜を供与しているような人がおるといふうわさが非常に濃厚なんです。そうなつてくると、このうわさが実を生むということ、これがまた燎原の火のごとくやがて燃え上る日もなきにしもあらずと私は憂えておるのです。従つてここで大臣を初め各参事官の方方に申し上げておきますが、防衛庁は発足後まだ間もないお役所です。従つてこれの発展のためにすいぶん御苦心をされておられることは承で可ます。しかも船田さんを初め各局長さんはいずれも善良な方で、私がここであまりおとがめするのは痛々しい限りでありまして。(笑)しかしながら、国民の中には今日飢えに泣いてその日の仕事を求めようとしている失業者がおる。多くの子をかかえて食うことができなくて鉄道自殺をしている不幸な人がおる。われわれは毎日々々幾多の事例を新聞紙でよくもきょうも暗い気持ちで読んでおります。こういう社会に、お互いが血の涙で納めた税金を一部特権階級が壟断するようないまわしいやり方ができないのである。私たちはここに防衛庁がお役所として新しいがゆえに、そのやり方にもいろいろとむずかしいところもあつたであらうという点の同情は別として、厳正なる行政の実施という点において防衛庁に対して責任を追及したいわけなんです。国民の名において責任を追及するのであります。私個人が責任を追及しておるのではありません。どうぞそういう点におきまして、機構の上にもすまいところがあるならば、規格仕様のきめ方がま

りがあるとか、装備定数表がどうかという非常に問題になるところには、特にしっかりといたしてお役人、技術者を置いて、一貫した体系のもとにこの調達実施業務が遂行できるように御研究をされないと、さらに愛いを重ねる心配があると思うのです。少くとも皆さんは、ここに警察予備隊より保安隊へ、保安隊より自衛隊へとたくましい発展をされ、今長官からもわが日本の自衛隊はまことにたくましく発展したというお言葉があつた。その誇られた自衛隊の蔭に、こうした日々の生活苦にあえいでいる大衆の血の涙の税金を不当に使われておる、不用不急のものが大急ぎで買われているというこの現実に対しては、絶対に許すことはできないと思います。調達実施本部の機構の上でこれを今後どういふふうに変更したいか、お役人の任命方式をどういふふうにしたらいいか、あるいは役人に入らうという人を、技術的にどういふ人をはたして充てたらいいかといううなことに付いて、今回のこの悲しき事件に対する反省の上に立つた政府の施策の一端をお示し願いたいと思うのであります。

○船田国務大臣 ただいまお示しのよう、防衛庁の経費の使ひ方について不当なものがあったということは、私はまことに遺憾に存じます。従いましは、私就任後間もなく幹部を集めまして、その点は厳重に要望しておいたのであります。一銭一厘たりともむだづかいのないように、きわめて効率的に使用するようにということを、厳重に要望いたしておきました。ただ今仰せのように機構の上から改善すべき点がありはしないか、まことにこれはこ

もつともでございまして、そのために調達実施本部というものを作りまして、ただいま装備局長が説明申し上げましたような機構で、現在調達をやつておるのであります。この機構をまた改革をし、あるいはこれを動かすということはどうかと思ひますので、その点につきましては十分過去の実績を検討いたしまして、間違ひのないようにやつていきたいと考えております。今直ちに機構を改革するということはかえつてよくないかと考えます。

○片島委員 今調達実施本部の問題が出ましたから関連して一言お尋ねいたします。調達実施本部では陸、海、空の用品等を総合的に調達をしておられると思うのであります。ところが三十年の二月に海上自衛隊、航空自衛隊用として、四トンのロケット八両を三千万円以上で買つておるのであります。これは陸上の方にはすいぶん余りがありまして、定数が百両で、予備の十両だけにとりましても、なお九両の余りがあつたにもかかわらず、海上自衛隊のその余つた分を海上と航空の方の要求の八両の方に回さないで、九両はそのまゝにして置いて、八両をば新たに三千万円以上出して買つておる。さらにまた陸上自衛隊で無線機が定数より四十三台も余つておる。これは買つたものもありまして、アメリカからの供与もありまして、定数より四十三台も余りがあるのに、空の方からの要求によつて二十九台を四千四百円くらいでまた新たに購入しておる。前の軍部時代に、陸軍と海軍の間に非常な競争といひますか、摩擦があつて、それぞれセクトを立てこもつてやつておつたことは、皆さん御承知の通りであります。それで

残すようなお役所はよそにはないのです。しかもこの莫大な国家予算をぶんどつておいて、それを實際に最後には使わない。そうして年度末になると大急ぎでこれを使おうとあせるけれども、案外使えないで最後にどうと受けるのだというような印象を多分に受けるので、これはどこかに大きな欠陥があるのではないか、それは調達実施本部の機構の上か、あるいは他の省とは違つた独特な珍しい妙案をお考えになるお役人があつて、こういうようなものができるのか、ここに国民の大きな疑惑があると思うのです。この点を明らかにしていただかないと、防衛二法案を申し上るげことは、国民の名において賛成できないのであります。が、一つこの点明らかにしていただきたい。

○船田国務大臣　ただいま御指摘になりましたように、防衛庁の予算の繰越額は相当多額に上つておること、これは事實でございます。しかしそれだか

なりまして大へんでございますから、本年度の予算の執行につきましてはきわめて慎重に、しかもなるべく年度内に十分消化のできるように今努力をいたしておるのであります。ただ従来繰越金が相当多額に上っておりました大きな原因は、次のようなところにあるのであります。繰越金を生ずるのにはその大部分が器材費、それから施設費でございますが、この器材費について申し上げますと、自衛隊の装備品で調達を要するものの大部分は、一般市販製品と異なつて特殊の規格性能を要求されており、従来わが国での製作経験が乏しいため、これが調達に際して

残すようなお役所はよそにはないのです。しかもこの莫大な国家予算をぶんどつておいて、それを實際に最後には使わない。そうして年度末になると大急ぎでこれを使おうとあせるけれども、案外使えないで最後にどうと受けるのだというような印象を多分に受けるので、これはどこかに大きな欠陥があるのではないか、それは調達実施本部の機構の上か、あるいは他の省とは違つた独特な珍しい妙案をお考えになるお役人があつて、こういうようなものができるのか、ここに国民の大きな疑惑があると思うのです。この点を明らかにしていただかないと、防衛二法案を申し上るげことは、国民の名において賛成できないのであります。が、一つこの点明らかにしていただきたい。

○船田国務大臣　ただいま御指摘になりましたように、防衛庁の予算の繰越額は相当多額に上つておること、これは事實でございます。しかしそれだか

は、規格の決定、仕様書の調製に慎重を期するとともに、少数の試作による性能試験の結果を見て発注するよう努めてきておるものであります。従つて、これらの一括発注までの準備段階に相当の日時を要するため契約が遅延した、こういうものが多いのであります。なお購入器材の中には輸入に依存するもの、たとえば航空機の修理部品、電信関係の部品、計器類であります。輸出側の生産事情、輸入手続き等のため不測の日時を要した場合が多いのであります。

第三に、艦船燃料及び航空機用油につきましては、その貯蔵施設の整備が、用地の選定難のためおくれれておりまして、燃料油の貯蔵に間に合わなかったため、契約はしたものの受け入れが遅延した、こういうような場合がございいます。

四番目に、技術研究所の試作品については、その性質上、わが国においては未開拓の研究分野が多いため、その要求性能の決定及び設計に相当の長期間を要し、かつ試作過程において技術的困難が伴うので、勢いその完成がおくれれて繰り越しを生じた、こういう原因がございいます。

五番目に、以上の要素に加えて、従来調達業務を担当する機関は各自衛隊に分散しており、中央調達を一元的に行う調達実施本部はようやく一昨年七月スタートしたような状況でございいます。この点が受田委員の仰せられた機構上の問題に関連するわけであります。このため調達担当職員の充実もおくれ、契約業務はややもすると円滑を欠く傾向がございました。

次に施設費のことでございしますが、そのうちの施設整備費について申し上げます。第一には演習場、航空基地、弾薬庫等の用地選定に当つては、地元民の納得を得ることが困難な場合が多くなつて、また地元民の納得を得ても補償額、たとえば漁業補償等を含むものであります。したが、それらの折衝に長期間を要することが多いということが一つの原因。次に米軍施設の返還を受けてその活用を計画していたものが、米軍側の事情によつて返還がおくれ、従つて工事の着手も遅延するというような場合が多いのであります。それから施設費のもう一つの大きな問題であります。これは艦船の建造費であります。これは先般も予算委員会が吉田賢一委員から非常に強く御質問がございましたが、それについて申し上げます。第一に防衛庁の艦船の発注は、戦後の空白期間を置いて初めて開始されたものであります。このため要求性能の決定及び基本設計の作成に意外の日子を要したという点がございいます。それから第二の原因として、新造艦の搭載武器の大部分はMDAPに期待いたしておりましたが、その引き渡しがおくれため、艦体等の細目の設計が確定せず、契約がおくれた、こういう場合が多いのであります。それから第三の原因といたしまして、艦船の建造費は相当に多額の予算でありますので、業者の選定及び契約価格の決定には慎重を期したため、予想外の日子を要した、大休たいたいま申し上げましたような事情で、御指摘のように繰越金が従来相当多額に上つておりましたので、これも先ほど来御説明申し上げましたように、調達実施本部というものを一昨年

の七月に置きまして、そうしてそれ以後の調達業務につきまして、万全を期するようにいたしておりました。また本年度の予算の施行については、以上のようなことをよく検討いたし勘案をいたしまして、誤まりなきを期しつつある次第であります。

○受田委員 詳細な御説明によつて繰越金が多額に上る理由の解明をされたわけでありまして、御説明があつた関係上、私は御質問をせざるを得なくなつたので質問を続行いたします。この防衛庁の特殊事情、これは国民が納得しなければいけません。防衛庁だけがなぜ繰越金が多いかということについては非常に国民は疑惑を持っております。この疑いを解くために、防衛庁としては国民に對してその理由を開陳しなければならぬ。今、国会を通じてその理由の開陳があつたのであります。その開陳の中でもっともという点について了解をするならば——これはわれわれの立場からいふこともではないのですが、たとえば演習場を作るのに地元民との折衝に手間取つたとかいうような、こういうようなことがその一つで、あとは米軍施設の返還がおくれたというくらいなもの、あとは防衛庁がその機構をりっぱに運営していかねば、他の省と別に違つた不利な条件があるわけではないと思ひます。ことに特殊の規格や性能を持つような兵器などがある関係上、そこに非常にめんどろが起るというような場合も、ほかの省だつて同様なんです。これは決して特殊な困難とか予算上の措置に影響があるわけではないと思ひます。それで、今御説明されましたこれらの防衛庁独特の事情を解決する方法

として、どういう具体策を持っておられるか、これは大事だと思ふ。つまり誤まつては改むるにはばかることなからという古人の教を、この際防衛庁として十分お考えになられて、この大きな欠陥を埋めるために、今羅列せられていたいろいろな問題の処置について、いかなる用意をされておるか、おそらく御相談されておると思ひます。御答弁をいたしたいと思ひます。

○船田国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、機材、施設等において特殊の事情があるということを示したのであります。何と申しまして防衛庁は新しい役所でありまして、技術陣営におきましては十分整つておりません。しかしそれは先ほど申しましたように、一昨年自衛隊になりましてから、調達実施本部もでき、また技術研究所等もだんだん整備されて参ります。従つて機材その他につきましても、注文、いわば青写真を作ることも非常に進んで参りましたから、今後におきましては、だんだんこういうことは少くなると思ひます。また少くするようには努力いたしておるわけであります。

○受田委員 少くするように努力するためには、機構をある程度考え直す必要があるのではないと思ひます。またその機構にすわつてゐるメンバー、スタッフを考え直していくという必要がある。非常な専門家が揃つて、誤まりなきを期するような人ばかりおられるという条件を欠いておるような人になつておるということ、こういう問題が起るので、やはり人と機構を一致させる用意が欠けていたと思ふ。この点ある程度機構について反省する必要はないか。特殊の事情にある関係上、なお念を入れるために一元的な統制をはかるような、内部の機構を改める必要はないか。またもう一つは信賞必罰をはかるべきであつて、長官の在任中の事件でなくして、以前の事件だからといって、これを逃避すべきでなくして、直ちにそういうことに対しては、責任者を明らかにして処断すべきだということ、その責任者の処断というふうなものはいつ発表するのか、そういうことについても、もう相当御研究されておると思ひます。御答弁をいたしたいと思ひます。

○船田国務大臣 これは会計検査院の批難事項がありまして、自來部内におきましては十分検討を加え、実情も調査いたしておりました。ただいま御指摘のように、機構上において悪い点があるりますれば、これを改めて参りたいと思ひますが、調達実施本部は、置かれてからまだそう長い時間たつたものではありませんが、これを今直ちに變えるということは考えておりませんが、各幕僚監部における下部組織その他につきましては、調達上開連いのないようになつていくために、さらに検討を加え、十分改善はいたし、あやまちを再び繰り返すことのないように努めて参りたいと思ひます。またこれまでの責任者につきましては、すでに処分をいたした者もございしますが、なおこの実情を十分調査いたしまして、近いうちに適当な処置をとりたいと思ひます。

○片島委員 関連して、私はこの前の委員会、現在責任のある方々の処置がどういうふうになされたかというこ

とは資料として要求してあるのであります。先ほど局長からは資料はでき上つておるといふ話がありましたが、大臣の答弁では、今から検討して、これからやるということであり、今十九年度の分でございますから、今ごろまで処分問題が残つておるわけはないと思ふが、いかがですか。

○加藤政府委員 二十九年度の決算事項に対する会計検査院の批難の責任者の処分でございます。実は会計検査院から正式に通達を受けて、以来実情を調査し、つづきに具体的に検討を加えておるわけでございます。資料の御要求がございましたが、その際にも片島さんからまだ処分ができていないればよろしいという御発言もございましたので、私も、まだできておらないことを申し上げたはずであります。ただいま大臣が仰せられたように、具体的に検討しておる最中でございます。

○片島委員 私が申し上げましたのは、処分しておらなければ資料を出さうにも出しようがないということであり、しかし処分がしてあれば、その資料はここに出せるわけであり、す。それで、してなければそれは出さうにもないものでありますが、しかしながら決算委員会におきまして、各省庁の決算報告を審査いたします場合に、その委員会に對しまして、各省から処分しておる状況の調査が必ず出るのが慣例であります。これはどの省でも、その委員会の審議をするときに申し上げております。防衛庁だけがおそれて決算委員会にも出さないというわけには参りません。しかも決算委員会では、順序から言いますならば、今国会中きわめて早期に防衛庁関係の審議の順番

が来ておるのであります。それでほかの省からはすでに出ておりますのに、あなたの方だけこれがまだできないというのであります。

○加藤政府委員 ただいま申し上げました通り、近日処分をするつもりでございますが、若干具体的な事実の調査につきまして、念を押すところが残つておりますので、ただいままだ発表する段階に至つておらないのでございす。数日中には出せると思ひます。

○受田委員 調達実施本部のそれぞれ責任者において、責任分担が明らかになつていない。この調達実施本部の組織事務分掌というふうなものを見るに、責任の分散がはかられていゝるやうな印象を受けざるを得ないのであります。こうした事件が発生した場合における責任の所在、重点的な責任者というふうなものを十分考えられる措置がとれますか。あるいはあらゆる人々を、その責任追及に勇氣を欠くというやうな不安はないか、この点、防衛庁調達実施本部の機構の責任分散的な姿を見て、いささか不安であると思ふ。この点を明瞭にしていただきたいと思ふ。

○久保(龜)政府委員 確かにお説の通り、現在の調達実施本部の機構は、ある意味で責任を分散した組織であり、またたとえば契約担当あるいは原価計算あるいは検査というふうにも、もちろん全体では調達実施本部長がやつておりますし、中心をなします契約については契約担当課長を置いてございす。が、確かに責任分散でございす。もう一つ責任分散になつておりますのは、先ほど申しましたように、調達要

求は幕僚監部からやつておるわけでありまして、先ほど長官からも申されましたように、調達実施本部を作り出したのも、調達要求側、つまり仕様書を作る側と、現実に契約するところとは別にする方が、先ほど御指摘を受けました点についてもむしろ公正を期しやうといふのじゃないかというふうなことから、責任分散主義になつております。しかし具体的な個々の不当事項等につきましては、原価計算であるとか、調達要求であるとか、検査であるとかいうことで、それぞれ責任の所在は明瞭になつております。ただそれを總括する責任者、あるいは監督等の責任ということはありますが、一応それぞれ明確になつておると思ひます。

○受田委員 防衛庁長官として、部下の職員がやまを犯したその行為に對して責任を追及する場合、泣いて馬糞を切る場合、この事件の責任局長はだれであるか、また防衛庁長官そのものに責任があるかないか、こういう問題について御答弁をいただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 私の就任後検討を加え調査いたしましたところでは、局長もしくは前長官に責任の及ぶやうな事件はございせん。

○受田委員 そうしますと、今久保局長より御説明になりましたように、調達実施本部は総務担当、契約担当あるいは検査担当というようにいろいろ分れておる關係上責任が分散してある。私の心配した通りの御答弁をいただいたのでありますが、責任が分散してあるということになると、最終責任者というものは今回の事件については調達実施本部長ですか。

○久保(龜)政府委員 今回指摘を受けておりますものは、これは個々の案件によつて違ひますが、大部分はむしろ調達要求の側に手落ちがあつたといふことでございまして、これは主として幕僚監部の中の責任の問題になるかと思ひます。調達実施本部との直接の關係につきましては、あるいは検査が疎漏ではなかつたかというおそれのあるものが、二件出ておりますが、これは検査担当の係官ということで責任はきつめてはつきり独立いたしておるから、明瞭に責任が追及できるわけでありす。

○受田委員 そうしますと、これは陸海空それぞれの幕僚監部に責任が及びますか、いかがですか。

○久保(龜)政府委員 その事件の内容にもよりますが、たとえば陸上幕僚監部の担当班長または課長等が責任当事者となることもあると思ひます。

○受田委員 責任の所在が明らかになつてきたわけでありすが、今後こうした陸上、海上、あるいは空軍それぞれの立場で陸海空三軍の幕僚監部が責任を負わなければならないやうな事件になるといふことになれば、これは士氣にも影響すると思ひます。われらの上司は非常な不用意をやつて、その血税の使い方が悪かつたという責任を追及されるというこのことは、指揮命令系統のきつめて明瞭な防衛庁にとつては、非常な打撃だと思ふのです。これに對して、陸海空それぞれの幕僚長にまで責任の一部が及ぶといふことはなにかどうか、そこまでお尋ねしておきたいと思ひます。

○加藤政府委員 責任者の処分でございますが、ただいま受田委員のおっしゃつた通り、われわれもその点につきまして深甚な注意を払わなければならぬと思つておるのであります。今回の会計検査院の批難事項に関する責任者の処置をいたしましては、ただいま調査しておりますところでは幕僚長まで及ぶものはないと思ひます。

○受田委員 今後防衛庁が国民の期待にこたへるために、この際思い切つた信賞必罰によつて国民の疑惑を一掃して、新しく発足した清潔な防衛庁として国民の前に現われんことを希望いたします。約二時間半にわたる私の質問を終る次第であります。

○山本委員 次は細田君。

○細田委員 船田防衛庁長官はわれわれの大先輩でありまして、戦争前にすでに名高きさくさくたる、きつめて頭腦の明晰な方だと私は今もつて信じております。ただきょうの受田委員の質問に對しての御答弁を伺へば何うほど、私の頭が悪いせいで、どうもわからない。三、四の点をお伺ひしたいと思います。

ただいまの受田委員の質問への答弁を伺つておりますと、いかに国土を防衛するか、早急に自衛体制を整備するためにとは、早急な言葉が、ひんびんと出ておる。そうすると、何だか早急に自衛体制を整備するやうな國際情勢のもとに今日日本が置かれておるのかどうか、この点一つ長官の御意見を伺ひたい。

○船田国務大臣 國際情勢をどう見るかということは、私は大体において外務大臣が外交演説において述べられておるところを前提としたしておるわけでありす。すなわち繰り返して申し上げれば、原水爆をもつてするやうな

第三次世界大戦といったようなものが、今直ちに起るとは考えられませんが、しかし、さればといつて部分戦争なり冷戦が全く終つてしまつたといふことは、これまたそれだけの確信を持つわけには参らぬのでありまして、国際情勢を見て参りました場合におきましては、わが国の国力及び国情に沿う防衛体制をできるだけすみやかに整備することが必要である、かように見ておる次第であります。

〔委員長退席、保科委員長代理着席〕

○細田委員 直ちに第三次戦争には移行しないが、冷戦が直ちになくなるとは思えないといふことと、結局何だか抽象的な言葉ですが、国際情勢の緊迫しておる状態、言いかえてみますと、日本の自衛隊の出動を要請せられるような間接的あるいは直接的侵略が、ここ数年の間、あるいは十年の間にあり得るとお思いになるかどうか、この点を一つ伺いたい。

○船田国務大臣 私は国際情勢全般を見渡し、ことに極東の情勢を見ましたときに、今仰せられたような侵略が絶対にないというわけには参らぬと思ひます。従いまして、これもたびたび申し上げたことですが、真空中の状態を作らぬようにしていくことがわが国の平和と独立を守るために必要である、かように考える次第であります。

○細田委員 絶対にないという保証ができない。ここ数年の間には保証はできないといふ、国際情勢はかなり具体的に進んでおる、少くとも数年の間に、十年以内にそういうことがないといふ保証し得ないというならば、国際的な緊迫状態は具体的に進んでいると思ふ

のですが、もしその侵略がありとすれば、どの方面でございましょうか。

○船田国務大臣 自衛体制の整備につきまして、特定の国を仮想敵国というように持つておるものはないにございせん。

○細田委員 そうすると、少くとも日本の自衛体制の置かれておる国際的な地位並びに日本の置かれておる国際的な環境は、言いかえてみればきつきの形、きよりの形で日本の自衛体制は十分ではない。あなたの言われたように具体的なものが何にもないとするならば、さらに将来これを強化して、日本のかつての膨大な自衛費の増強を必要とするほどには、日本の置かれておる国際関係は緊迫してないのではないのか、こう考えるが、どうでございましょうか。

○船田国務大臣 私は今直接侵略なり間接侵略の危険が迫つておると申しておるんじやございせん。しかしながら、国際情勢全般を見、ことに極東の情勢を見て参ります場合に、部分戦争なり冷戦が全然起らないと保証はできない状態でございますから、従いましてわが国といたしましては、国力、国情に沿う自衛体制を整備することが必要である、かような見地に立つて自衛体制を整備しつつあるわけであります。

○細田委員 部分戦争がなきを保しうたい、これはだれもそうだと思うのです。しかし日本について何か部分戦争の危険が予想されるかどうか、この点を伺いたい。

○船田国務大臣 今具体的に部分戦争の危険が迫つておると申しておるんじやございせんが、しかし部分戦争が

起らないと保証はできない。従いまして、日本の平和と独立を守るためには最小限度の防衛体制を整備しておくことが必要なり、かように考えるのであります。これは過去の歴史やわれわれの経験からくることでございまして、具体的にどういふ方面からどういふ危険があるかといふことは、私ここに申し上げかねますけれども、しかし全然その危険がないといふことの保証は立得ない状況である、かように国際情勢を判断いたしまして、防衛体制を整備しつつあるのであります。

○細田委員 一国の独立と平和の体制の保障を担当しておられる防衛庁の長官の心がまえとしては、一慮私もわかた。しかし日本についての、かりにそれが部分的な侵略であつても、あるといふようなことは、私はおそらく日本の何人も考えていないと思ふ。長官の説明を聞いておると、早急に自衛体制を整備する必要があるといふように、先ほど受田委員の質問にずいぶん答えておられたが、ちやうどそのお考えは、戦争前の日本の軍部が、皇国の危機はまさに本日迫つておるとか、内外の情勢はまさに一触即発にあるといふようなことをいって、自己陶酔だけでなくて国民をかり立てて、御承知のように戦争をした。もし日本に部分戦争ありとするならば、米ソの対立の何か余波にかり立てられた一つの部分戦争であるとしかだれも考えられない。日本が一つの主導的な立場に立つての部分戦争といふようなことは氣遣いでなくては考えられない。そこで先ほど受田委員とあなたは何か質問の応酬をされておつたのだが、あなたの御答弁を聞いておると、兵隊をよそ

に上げない限りは侵略戦争の部分に入らない、飛行機が行つて爆弾を落して帰ってくるのは侵略戦争じゃない、こゝういふような広い考えを持つておられると、ちやうどマッカーサー司令官が北朝鮮と南朝鮮の戦争に、満州をつけたら物議をかもして、遂に退職せられたあの考えが、ちやうど防衛庁長官の頭を支配していると思ふ。もしそうだとするならば、あなたが侵略戦争でない、自衛戦争の範囲だといふならば、領海圏の外から軍艦がその基地に對して大砲を打ち込んだら、これはやっぱり自衛戦争の範囲だが、かなりあなたはそれを広く考えておると同時に、少しそこにはつきりしたあなたのお考えがきまつていない。言いかえてみますと、アメリカから誘われたらいつでも出なくてはならぬといふような意図がありありとわれわれには、ひがみかもしれない感じがされる日本の氣持じやなくてアメリカさんが共同作戦の建前から誘われれば、日本もいつでも飛び出していかなくてはならぬといふふうな考えで、あなたは答弁されているのだなという印象を私は受けた。この点はいかがでございせんか。

○船田国務大臣 私は、アメリカから誘われて日本が自衛戦争を起すなどということは、考えたこともありませんし、またさような趣旨の答弁をしたことも絶対にございせん。今までのよその国の歴史やわれわれの経験からいたしまして、独立国である以上において、やはりその国力に相応する自衛体制を整備いたしまして、真空中の状態をなくすようにしておくことが必要である、かように考えて防衛の計画を立てて、これを着々実行に移しておるとい

うわけでございまして。

○細田委員 あなたは真空中状態、真空中状態と言われるけれども、現在の日本には十五万の陸上勤務隊とでもいいますか、兵隊さんがおる。あるいは海上にきわめて少いけれども約三万人ばかりがおるというふうな、現在の日本の少くとも日本を中心にあなたの言われる部分戦争、起さるであらうかもしれない部分戦争には十分これでたえていくことができると思ふのです。特に御承知のように、戦争後これが全く空白状態になつたので警官をかなり増員した。ところがそれがいわゆる警察予備軍といふ名前前で自衛軍が充足されて、この方面がどんどん増員されるけれども、警察官の減員といふことをわれわれは聞いていない。これはかなり国内治安の乱れた当時、あの警察官の増員されたあれでできておるのに、なおかつ部分的な間接侵略とか、あるいは直接侵略をさされるかもしれないが、現在の兵員の程度でなおかつ不安だといわれるならば、具体的にわれわれに御説明を願わないと納得ができません。その点はいかがですか。

〔保科委員長代理退席、委員長着席〕

○船田国務大臣 陸上自衛隊が十五万おる、従つてこれで安心じゃないかといふ仰せのように受け取つたのでございしますが、陸上の増強につきましては、先ほど受田委員の御質問に對して答弁申し上げましたように、日米安保条約の規定によりまして、とにかく日本は真空中状態になつておる、従つてアメリカが一時これの防衛に當る。しかしこれは暫定の措置でございまして、本来独立国である以上においては

自衛軍備を整えるということが当然なのでありまして、そういうことを前提としていたしまして日米安保条約もできておことは、御承知の通りでございます。しかもアメリカ側の一番先に引いて参りますものは、何といつても陸上戦闘部隊が一番先に撤退をしていく、こういうことで着々それが行われつつあるわけであります。従いまして、その空白を埋めていきますためには、これは必ずしも米軍の撤退と見合つてということでは申し上げかねますけれども、とにかくそういう情勢がありますから、まず陸上自衛隊を整備するに際しては、海上に配備するということに力を尽しておるわけでありまして、もちろんそれに伴いまして海空の方も整備していかなければならぬのでありますけれども、海空につきましても、とにかく相当な時間がかかりまして、従いまして、海の方は多少前にできましては、一昨年の七月以来発足いたしましたのであります。また満二年にもならぬという状況でありますので、今後において漸次これを整備し、また訓練も進めていかなきゃならぬ、かように考えておる次第でございます。しかしそう一朝一夕にできるものでありませんから、できるだけ日本の国力国情に沿うように、財政の状況、経済の事情等も勘案いたしまして、整備を進めていくということをやっておる次第であります。

○細田委員 必ずしも在日米軍の撤退と見合うわけではないというが、そうするとあなたの計画は、日本の真摯な状態を満たすためには、現在の自衛隊プラスの米軍の兵力、そこまでやはり拡張しないと日本の自衛の責任は負えない、こういう御趣意でございますか。

○船田国務大臣 これはある程度に日本の自衛体制を整備されれば、その後日米間の協力によりまして、あるいは米軍の撤退というところもあり得ると思ひます。しかしそういう場合におきましても、今日日本だけの力で日本の自衛ができるかといふと、これはなかなか困難なことでございまして、やはり集団安全保障という考え方に立たざるを得ないのではないかと存じます。

○細田委員 そうすると、あなたのこの空白を埋めるという点は、どこまで現実には海上は幾ら、陸上は幾ら、航空機は幾ら持つというところまでいけるのでしょうか。

○船田国務大臣 防衛庁の試案といたしましては、大体陸上自衛官を十八万、昭和三十五年を最終年度といたしましてそれだけ整備いたしたい。艦艇におきまして十二万四千トン、哨戒の飛行機百八十機、それから航空自衛隊におきまして、訓練機も含めて約千三百機、これを一応の目標といたしております。しかしこれもたびたび申し上げておきますように、防衛庁の試案でございまして、国防会議が設置されましたときには、国防会議の諮問を経て、政府において防衛長期計画を確立するようにいたしたいと考えておる次第であります。

○細田委員 そうすると、たとえば陸上兵隊についての数字ですが、去年二万、こし一万というの、あなたの三十五年度までに十八万にされるというところを見ると、少しテンポが早過ぎると思ふ。今あなたがおっしゃった三十五年度までに十八万、われわれの聞いておるいわゆる六カ年計画に合致する数字を伺つたのであります。そうすると、さらに来年、再来年はどういふうに増強されるのでありましようか。

○船田国務大臣 それらの点は、国防に相応して漸次増強をして参ります。三十二年以降の増強計画につきましては、先ほど申し上げましたように、国防会議が設置されましたならば、その国防会議の諮問を経て、政府案として確立するようにいたしたいと考えておるのであります。

○細田委員 国防会議はまだできていないのです。現実には責任者としてはいきょうの具体案を持つておられるだろうと思ふ。国防会議というまだ未知数のものに對してあなたは言われるけれども、きょうの防衛体制の計画は持つておられるだろうと思ふ。従つて国防会議が成立しないといふような建前として、あなたは三十五年までに十八万というけれども、三十年、三十一年の二カ年で三万ふえてしまふ。これでは三十五年から二年の間にできて、さらに三十五年までには二十万か二十五万やつて、アメリカさんのいうように三十二万五千から三十五万という膨大な数字をだんだん出してくるのではないかと、國民は危惧の念を持つておるのである。国防会議のできない現在の責任者としてのあなたのいふ増強計画はどうなんですか。

○船田国務大臣 先ほど申し上げましたのは、三十五年の最終年度における目標を申し上げたので、それに至る年次計画は、防衛庁の試案としてまだできておらないのであります。三十二年の予算の編成に当りまして、もし御指摘のように国防会議ができていなかったという場合におきましては、もちろん防衛庁の責任において年次計画を立てて予算の要求をしなればなりませぬけれども、まずその前に、私どもは国防会議ができるものと期待いたしておりますので、その国防会議に諮問をいたしまして、防衛に関する長期計画を立てるようになつたといふと考えておる次第であります。

○細田委員 国防会議は諮問機関でございませぬ。

○船田国務大臣 内閣総理大臣の諮問機関でございませぬ。

○細田委員 そうすると、諮問機関である国防会議が原案を出すはずはないのだから、あなたの方の原案は、来年はどういふうに、再来年はどういふうに、三十五年までの増強計画はどういふうに立てておられるのですか。

○船田国務大臣 これから検討を加え、調査を進めるのであります。各年度の年次計画というものはまだ防衛庁としては持つておらないのです。

○細田委員 あなたが防衛庁長官のいすにおられる限りは、十八万以上は三十五年までに増強しない、先ほど艦艇は十四万四千トンでしたか、航空機は何機でしたか。

○船田国務大臣 千三百機でございませぬ。

○細田委員 千三百機、これ以上は三十五年までは増強しない、こういう御予定でございませうか。

○船田国務大臣 先ほど申し上げました数字は、最終目標でございまして、それを年次計画でどういふうにやっていくかというところは、これから検討

を加えるのであります。三十一年度の予算につきましては、すでに予算書に明らかにされております。三十二年の計画を立てておられますが、三十二年以降につきましては、これから検討を加へまして、国力及び国情に沿うように適當に立案をして参りたいと考えておる次第でございませぬ。

○細田委員 その国情並びに国力にマッチするような数字を出していきたいというのは、三十五年までには、たとえば陸上十八万というこの数字の範囲内で計画を立てられるわけですか。

○船田国務大臣 防衛庁といたしましては、最終目標が、先ほどお示し申し上げたような数字でございまして、その範囲内において漸次増強をしていきたい、かように考えておるわけでありませぬ。

○細田委員 そこで国防会議の点でちよつと伺いたしたいのですが、国防会議議員と申しますか、これには民間人は採用しない、こういうような裁断を鳩山総理がしたと、きのうかきようの新開で拝見したのですが、どういふ人が国防会議の議員として適格であると推定されておるのでしょうか。

○船田国務大臣 国防会議等の構成に関する法律案は明日閣議において決定いたしました。決定いたしましたら直ちに提案することになりますので、すぐに御審議を願ふことができるようになると思ひますが、新聞にありますように、民間の議員は入れない、すなわち第二十二国会において衆議院において修正可決されて、参議院においてまた可決されんといふいたしましたあの案を、原案として提出するということに、明日の閣議の決定がなるであらう

委員が質問されたように、これはいろいろ特殊な技術があつてどうかといふ弁解がありましたが、もうこんなことは、アメリカ軍だつてしよつちゅう使つてゐるし、この前の第二次大戦でも、歐州各国がずいぶん使つてゐるし、また日本だつて、満州においてずいぶんこういう問題を処理してゐると思う。きわめて金額は少い。少いと言つては大へん語弊がありますが、千五百万円くらいのものであつたかもしれませんが、あまりといへばあまりにもこれはずさんな注文をされたと思うのです。この不凍液の受注に対してどういふ点が間違つておつて、こういうむだをされたのですか。あるいはその賠償についてはどういふ処置をとつておられるか。その点を一つ伺いたいと思ひます。

○北島政府委員　ただいま御指摘のございました不凍液という点についてでございますが、これは実は現場において抜き取り検査いたしましたときには何ら支障がなかった。規格に合つていた。ところが、それが実際にそれぞれ指定の場所に納入されたときに、すりかえられたのが真相であるように考へております。この点は特に不都合な会社でもあつたわけでありませう。ただその場合に、従来の検査方法で申しますと、大体において納入者の工場へ参りまして、そこで抜き取り検査をいたします。そしておむね従来それによつて支障はなかつたのであります。ただいかにせん本件の場合におきましては、今から考へますと、納入者に非常に悪意がありまして、あとでこれをすりかえた形跡がある。それ

では、どうしてそのような検査方法でござつたか。たとえば実際に使用してそのところの部隊等へ納入して、そしてそのところでもつて現実に検査したら、こんなことはなかつたのぢやないか、こういうことも言われるわけでありませう。そういたしますと、実は運搬費その他において原価が相当かさむこともございしますので、従来そういう現場において抜き取り検査をして検査する方法によりまして、何ら支障はなかつた。それでこういう方法でいたしたわけでございませう。本件につきましては、まさに債務不履行による損害賠償の請求権ありと認定いたしました。で、法務省と十分打ち合せいたしました。で、目下法務省において提訴方手続中でございます。

○細田委員　私の質問はこれで終了ですが、最後に先ほどどうも納得のいかなかった点だけ一つ。ずいぶん受田委員からも質問応酬があつたのですが、パール・ハーバーの襲撃は後世史家の批判に待つ。さらに繰り返すことですが、後世史家の批判に待つておつたのは防衛庁の現在の責任者としては間に合わない。われわれ後世史家の批判に待つておつたのは国の防衛がでないし、また海軍においては当時の海軍の山本次官が在任されておつたら、ああいうばかんなことはなかつた、これはいわゆる後世史家は批判してゐる。陸軍においても、うしろにおられる辻先生なんか、当時参謀でしたが、有名な辻参謀として、上海かな東条のところに嚴重な抗議の電報を打つて激怒を買つたといふふうな、陸軍の中でも乱暴を指摘されてゐる人たちがずいぶんあつた。これはど顯著な真珠湾の攻撃

を、あなたはただ後世史家の批判で、日本人のやつたことは全部悪いとは思わぬといふことは、これは防衛庁の長官として実に危いものだ。軍において十分これは批判済みなんです。ばかんなことをやつたものだ、きわめて露骨な侵略をしたものだ、またむちやな戦争を始めたものだと思つてゐるのに、あなたは、これは後世史家の批判に待つべきで、まだ日本の責任者としては、そういうことは考へておりませんといふことでは、こういうことはまた出てきますよ。特にアメリカとの共同作戦の過程においては、ずいぶん出てくると思う。日本が参加していい場合と悪い場合と、ただアメリカさんの御都合だけに従つておつていいということにはならない。従つて、将来こういうような場合が多く出てくると思ふ。あなたはやはり後世史家の批判に待つべきであつて、まだ日本人のやつたことだからいいとも悪いともわからないといふふうにお考へになつておりますか。最後に私はこの一点を伺つておきたいと思ひます。

○船田国務大臣　真珠湾攻撃というやうなことで戦争が始まつたといふことは、まことに私は遺憾だと存じます。日米関係というものは、もつと他に方法があつたのぢやないかと存じます。また私は防衛の責任者といつたしまして、かようなことが再び起るとは考へておりませんし、またさようなことの計画は全然持つておりません。わが国の自衛隊はどこまでも現行憲法の範囲内における自衛のための部隊でありまして、他国を侵略するなどといふことは考へてもおりませんし、またそれだけの力も持つてはおりないのであります。

す。今後におきましても、同様にその自衛の範囲内において整備して参りたいと存じます。しかし太平洋戦争が果して自衛の戦争であつたか、正義であつたか、不正義であつたか、こういうことは全体として後世史家の批判に待つ以外にないのであります。われわれの先輩、祖先のやつたことが、何もかも悪いといふやうなことを考へておるものではないといふことを申し上げた次第であります。

○山本委員長　残余の質疑は、明日午前十時より開会し、続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

昭和三十一年三月一日印刷

昭和三十一年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局